

貞享期における

越前松平家の家史編纂

―「家譜」「世譜」編纂前史―

長 野 栄 俊

はじめに

福井藩・松平家の歴史書としてよく知られるものに、「片響記」「続片響記」「越藩史略」「国事叢記」がある。これらは翻刻が刊行されていることから、これまでの研究においても広く用いられてきており、またその成立事情についても考察が加えられてきた。¹⁾このうち「国事叢記」は藩命を受けて藩士田川櫻が編纂したものであるが、残り三書は藩士の私の執筆にかかっているものである（それぞれ著者は順に伊藤重将・山崎英常・梯翼章）。

一方、藩が公的に編纂した家史としては、数種の「家譜」「御家譜」「世譜」「越前世譜」が知られており、自治体史や幕末史研究等でも多用されてきた。しかし、未だこれらには翻刻がなく、またその成立事情についても明らかにされていない点が多い。

福井藩の公的な家史編纂事業については、『福井市史 資料編三』²⁾『福井県史 通史編三』³⁾および『福井市史 通史編二』⁴⁾にまとめた記載があるものの、三書の記載内容は大同小異であり、更に考察を加えるべき余地が残されているのが現状である。

本稿では、松平綱昌代、貞享期（一六八四～一六八八）の家史編纂を考察の対象とする。この時期の編纂は、享保期に始まる越前松平家の公的な家史「家譜」「世譜」編纂の歴史を明らかにする上では、前史に位置づけられるものである。

一、綱昌代の家史編纂

ひとまず、公的な編纂にかかる越前松平家の家史編纂について、これまでの研究成果を『福井県史』『福井市史』の記載に基づいてまとめてみると、次のようになる（人名表記は、三書の記載に従った）。

(ア) 六代綱昌の代

儒官・野路汝謙（恕謙）編。五代將軍綱吉が諸国の大名に家史提出を命じたもので、

火災で焼け残った藩の旧記を整理採録し、幕府に呈上した。

(イ) 八代吉邦の代

儒官・伊藤龍洲（宜齋）編。（ア）を改訂増補し、享保三年（一七一八）五月に一冊本「越前世譜」を完成。藩主ごとに巻をたて、秀康から七代吉品までの事蹟を中心に編年体で記録している。漢文体。

(ウ) 十代宗矩の代

家老・本多道好、儒官・伊藤錦里（縉）ほか編。（イ）を基礎に大幅に増補し、寛延四年（一七五二）九月に六冊本「越前世譜」を完成。秀康から寛延二年（一七四九）十月の宗矩病没までを記録。漢文体。

(エ) その後

大番士の中から学識・文才の認められたものが「世譜掛」に選ばれ、右筆部屋に設けられた世譜局（方）で「家譜」の編纂と史料の整理保存を継続。（イ）以来の世譜を継承したもの。藩主ごとに立巻し、事蹟を仮名交じり文による編年体で記録。初代秀康から十七代茂昭まで二五三冊および松岡藩祖昌勝の事蹟二冊、維新後の春嶽の事蹟

一七冊、総計二七二冊が現存。明治になり改めて編集している。

これらによると、(イ)と(ウ)については、

編纂主体や成立年代、叙述対象とする時期、文体がいずれも明記されているが、(ア)と(エ)については不明な点がある。特に本稿で考察の対象とする(ア)についてみれば、幕命による編纂で、野路汝謙が編纂を担当し、完成後は幕府に呈上されたことまではわかるが、何年に成立したのか、また文体や体裁はどのようなものであったか、どの藩主の代を叙述対象としたものか等明らかにされていない点が多い。

ここで取り上げた自治体史の記載は、いずれも典拠史料を明示していないが、以下に掲げる(イ)「越前世譜」(越葵文庫)の伊藤宜齋による「序」(享保三年五月)に拠ったものである。

…我 越前州、本有國史、遭遇火災、簡帙棄棄、

常憲院公時、嘗令諸國獻其家記、以故、

長野 貞享期における越前松平家の家史編纂

清淨院公、命臣野治恕謙、因灰燼之餘、鳩集成録、以獻焉、暨于我 公、以恕謙所緝録猶多疎漏、於是、命臣宜齋、重修補之…

ここでは、常憲院公徳川綱吉が諸藩に命じて各家の家記を提出させたこと、福井藩では清淨院松平綱昌が家臣の野治恕謙に命じて、火災で焼け残った史料を集めて記録を作成させ、それを幕府に提出させたことが記されている。また、この恕謙の家記には疎漏が多かったため、「我公」吉邦が伊藤宜齋に命じて記録を修補させたものが、享保三年完成の本書「越前世譜」一冊本(イ)であったという。

この越葵文庫本「越前世譜」の「序」による限りでは、綱昌代の家史の内容がどのようなものであったかを、これ以上詳しく知ることができない。しかし、この(イ)「越前世譜」の稿本と見られる享保元年成立「御家譜御下書之草案」(松平文庫一〇四号、以下号数のみ記す)には、先に見た「序」がない代わりに、表紙見返しに紙が貼られており、藩士松波甚左衛門の手によって、編纂の更なる詳しい経緯が記されている(傍線は筆者。以下同)。

…從最初之記録、於

光通公御代、令書 秀康公之御行状本多助長員之家士大、原市兵衛記之

又於

綱昌公御代、依 將軍家之御尋、被獻御三代秀康公、忠昌公、光通公之御家録野治汝謙記之、各載其大概

而不及委細、此外惣而舊記、則焼亡于江戸

明曆寛文福井寛文九年之火灾畢…

これによると、綱昌より二代前の光通の代に、既に陪臣大原市兵衛によって「秀康公之御行状」が編纂されていたこと。また、綱昌の代に野治汝謙によって編纂され、幕府に献上された「御家録」は、「御三代」すなわち秀康・忠昌・光通に関する内容を持つものであったこと。これら二書が「載其大概而不及委細」という、おおまかな記載内容しか持たず、細部にわたる記載を持つものでなかったこと。さらに藩の旧記が明暦三年(一六五七)の江戸の大火、寛文九年(一六六九)の福井の大火により焼亡してしまっていたことが読み取れる。

さて次に「令諸國獻其家記」將軍家之御尋」とある、綱吉代の幕命についても見ておきたい。綱吉の時代には、著者、成立年ともに不詳ながら、「三河記」という徳川氏の創業史が広く世間に流布していた。天和三年（一六八三）十一月十二日、幕府は本書の校正を老中阿部正武と堀田正仲に命じ、実務には、儒臣の林信篤、人見友元、木下順庵をあたらせることとした。

「常憲院殿御實記」の天和三年および翌四年の記載には、各大名家から、「三河記」校正の資料として、徳川家に関する書籍、各大名家の家史、將軍家から大名・家臣の先祖に下された感状・御書・褒美などを提出させた記事が見える（出典は『新訂増補 國史大系 第四二卷 徳川實記 第五卷』吉川弘文館、一九六五年）。

（天和三年十一月廿五日）…けふ阿部豊後守正武もて。万石以上の輩に仰下されしは。三河以來 當家のことしるせし書籍。ならばに家々の記録あらば呈すべし。又所藏せざるものは。其旨を申べしとなり。（日

記、令條記）

（天和四年正月廿二日）堀田下總守正仲。阿部豊後守正武もて仰下されしは。感状あるは御書。あるは褒美など。祖先へ賜りしおもむき。并に家人等にもさる者あらば。くはしくしるし呈すべしとなり。（日記、大成令）

福井藩でもこれを受けて、家の記録等を整理し、呈上することになる。先の「御家譜御下書之草案」貞享元年（一六八四）の記載によれば、三月十六日に本多道重が「御三代之御留書」を阿部正武に、同月晦日には狛雅陳が「先祖へ被下御感状并御書之寫御褒美之書付」を同じく阿部宛に提出した記事が見える。

一去天和三^{癸亥}十二月五日阿部豊後守^{正武}殿宅へ御留守居被召寄、参河以來 御當家之書籍、自分家之留書所持候ハ、可被差出旨被仰渡之^{書籍ハ、無之}秀康様、忠昌様、光通様御三代之御留書御吟味之上出来、當三月十六日豊後守殿迄本多左兵衛^{道重}

を以被差上之

一正月廿二日阿部豊後守殿宅へ御留守居被召寄、御當家之御感状或ハ御書或御褒美、先祖被下候趣并家来之者も其品於有之ハ、委細書付可被差出之旨豊後守殿、堀田下總守^{正武}英殿連名之御口上書を以被仰渡、依之御家中御吟味之上、先祖へ被下 御感状并 御書之寫御褒美之書付、三月晦日豊後守殿へ狛^{雅陳}太夫を以被差出之

先に掲げた史料とあわせて判断するならば、この貞享元年三月十六日に献上された「秀康様忠昌様光通様御三代之御留書」こそが、すなわち『福井県史』『福井市史』に述べるところの、綱昌代に編纂された（ア）にあたる事が明らかである。

幕府では天和三年十二月から翌貞享元年八月頃までに各藩、各家より提出された資料を用いて「三河記」三巻を改訂し、貞享三年九月には「武徳大成記」三十巻として完成させた。

二、野治汝謙と伊藤坦庵の門流

次に、貞享元年に越前松平家三代の家史をまとめた野治汝謙について見ておきたい。⁷⁾

「諸士先祖之記(九三七号) 卷四に「光通公御代被召出面々」として野治家の記載があり、その初代に汝謙の名が見える。姓の野治は、野路とも記され、藩の記録にも両方の用字が見られるが、野治と記載されることの方が多かったようである。「諸士先祖之記」によれば、汝謙は諱を宗益といい、儒者としての号が汝謙(如謙・恕謙・恕軒)であった。

汝謙の曾祖父は野治宗八といい、朝倉義景の家臣として活躍したという。天正元年(一五七三) 義景の没落後は、大野城主金森長近も引き続き金森家に仕えたが、長近の隠居に伴って京都に移ることになる。この七郎右衛門の子汝雲がすなわち汝謙の父である。京都に居住していた汝謙は、学問の興隆に務めていた松平光通により、寛文八年(一六六八) 儒臣として福井藩に召抱えられることになった。

笠井助治の『近世藩校に於ける学統派の研

究 上』(吉川弘文館、一九六九年)によれば、汝謙の学問上の師は、同じく光通に藩儒として召抱えられた伊藤坦庵(宗恕)であり、

汝謙もこの京学系朱子学派の流れに位置づけられるという。

現存する給帳のなかでは綱昌代のものに初めて汝謙の名が見え、三百石の知行取であったことがわかる。その後、貞享三年(一六八六)、福井藩が綱昌の病気を理由に石高を二十五万石に半減させられた際(貞享の大法)、汝謙の知行も百五十石となり、元禄十五年(一七〇二) 十一月五日に子の宗八(後に七郎右衛門。諱は宗明または親明)が、父の跡目として十人扶持を下されている(八九二号「貞享三年御新規以来惣侍中拜知并御擬作被下帳」)。これ以後の野治家は、百石の知行取として、武昭、武真、武仲、公圭、親和と続き、平八郎(諱不詳)の代で明治維新を迎えたが、汝謙より後の代はいずれも儒官ではなかったようである(九一七号「剥札」、九一九号「姓名録」、八九八号「藩制役成」)。

次に汝謙の師である伊藤坦庵(宗恕)およびその子孫についても見ておくことにする。

「諸士先祖之記」 卷四では「伊藤宗恕元務」

は「光通公代被召出年号不知」と書かれているが、『福井県史 通史編三』によれば、寛文年中(一六六一〜七三)に京都で召し抱えられたとされる。⁸⁾ 一方、「源光通公御家中給帳」(八八四号)には汝謙の名は見えないが、坦庵の名が「七百石 伊藤宗恕」とあることから、先に召し抱えられ坦庵の縁で、後に弟子の汝謙が召し抱えられたことが推測できる。

福田源三郎『越前人物志 中・下』(玉雪堂、一九一〇年)や『福井県史』によると、坦庵は京都において、儒学を藤原惺窩門人の那波活所に、医学を江村專齊や曲直瀬玄理に学び、後に程朱学を唱え、光通を迎えられることになったという。『福井市史 通史編二』では、坦庵は「京都に本拠を置き、必要に応じて来福したものだと思われるが、福井での活動は明らかではない」とされるが、『越前人物志』には、讒言にあつて三年間を福井城内の一室に幽閉されたとの記載も見られる。

坦庵の子平庵は宝永五年(一七〇八)に跡

目を継いだが、翌年には宜齋元熙がその養子となり、平庵の跡目五十人扶持を下されることになる。吉邦代に、汝謙による家史(ア)を改訂増補し、享保三年(一七一八)に一冊本「越前世譜(イ)」を完成させた伊藤龍洲が、この人物である。

ついで寛延三年(一七五〇)宜齋の跡目を継いだのが、宜齋の長子・惣治(縉)である。惣治は錦里とも号し、宗矩の代、寛延四年に家老本多道好らとともに、父龍洲の一冊本「越前世譜(イ)」を大幅に増補し、六冊本「越前世譜(ウ)」を完成させた。

以上、福井藩では貞享期から寛延期に至る公的な家史編纂を、儒官伊藤坦庵の門流が中心となって担ってきたことが確認できた。

三、貞享期の家史と「譜牒餘録」

これまで見てきた野治汝謙編纂の家史であるが、「家記」「御三代之御家録」または「御三代之御留書」の名で『松平文庫藩史料目録』を検索しても、該当するものを見出すことができない。

そこで「貞享元年成立」「秀康、忠昌、光通

の三代の内容を持つ」という二条件を満たす史料を、網羅的に探してみると、一〇三号(「御家譜」貞享元年)がこれに該当した。本史料の体裁は未表装の卷子二本(仮に甲本と乙本と呼ぶ)で、目録によれば二本は同内容のものであるという。史料名に丸括弧があることから、名称は目録作成者が仮に命名したものであることがわかる。巻末には「貞享元年甲子/三月十六日/松平越前守」とあり、「御家譜御下書之草案」に載る「御三代之御留書」呈上の日付と一致する。

この他、「貞享元年/寛政十一年」の「御書上(系譜史料)」十三冊を合綴した六五号「越前家々系綴 一」にも、その第一冊目に「貞享元年甲子三月十六日/公儀江被差出扣/御家系/本紙御腰物方江御預有之」という表題を持つ史料が含まれている。

一〇三号甲・乙本と六五号の内容を校合したところ、細かな用字の差や誤字は見られるものの、内容に大きな違いは見られず、三本は、ほぼ同一の内容を持つグループと認められた(Aグループ)。

Aグループ諸本はいずれも漢文体で、秀康

・忠昌・光通の三代を扱っており、巻末に「貞享元年甲子三月十六日」の日付を持っている。これに対し、同じ三代を扱いながら、漢字仮名交じり文で、巻末の日付を欠くものに一〇七号「御家譜假名書之草案」、一〇八号「御家譜」の二点がある。どちらも卷子本だが、一〇七号は未表装、一〇八号は表装箱入で、箱の表書には「御家譜」、裏書には「水戸黄門様ヨリ被遣」とある。同じ時期を扱ってはいるものの、Aグループに比べるとかなり詳しい内容を持っている。こちら両者校合の結果、用字以外に大きな差異は見られず、一〇七・一〇八号は同一のグループと認められた(Bグループ)。

では幕命を受けて貞享元年三月十六日に提出されたものはA・Bいずれのグループだったのだろうか。

実は貞享期に各藩各家より幕府に提出された資料は、「貞享書上」「貞享書付」「貞享諸家書付」「諸家書付」「書付」などの名称で紅葉山文庫に一括保存されていたが、明治六年の皇居火災により焼失したとみられており、提出原本そのものは現存していない。

ところが、この「貞享書上」は寛政十一年（二七九九）から翌年にかけて「寛政重修諸家譜」編集資料として若年寄堀田正敦の手により転写されていた。この際、提出原本が、家ごとに書式や形体が異なり、閲覧に不便があつたため、巻次や順序が整えられ、序文が加えられて「譜牒餘録」の名が与えられることになる。残念ながら「譜牒餘録」の献上本も明治期に焼失しているが、内容的に信頼のおける写本が伝来しており、内閣文庫影印叢刊の一として簡単に見る事ができる（『譜牒餘録（上・中・下）』国立公文書館内閣文庫、一九七三～五年）。

この「譜牒餘録」全一〇〇巻のうち巻之五にいわゆる越前家諸家の書上が転写されている。そこでA・Bグループとの間で校合してみた結果、内容は明らかにAグループと一致した。

「貞享書上」は提出した家々によって「形状が冊子、巻軸、一枚物、箱入などまちまちだった」というが、割合的には巻軸が多かつたようである。このことから、貞享元年に野治汝謙が幕命により編纂した家史は、内容と

長野 貞享期における越前松平家の家史編纂

しては、一〇三号「御家譜」二本および六五号「越前家々系綴 一」に綴られる一点目「御家系」にはほぼ一致し、形状としては一〇三号に近いものであつたことが推測されるのである（以上、「譜牒餘録」の書誌的記載については、前掲影印本収載の福井保「解題」および福井保「江戸幕府編纂物 解説編」へ雄松堂出版、一九八三年）収載の「譜牒餘録」解説によつた）。

なお、「譜牒餘録」巻之五には、汝謙編纂による家史とは別に、「松平越前守家臣」と題して、家臣の先祖に宛てて將軍家から下された書状の写し二八通も収載されている。家史は、天和三年十一月二十五日の幕命を受けて、貞享元年三月十四日に呈上されたものであつたが、家臣宛書状の写しは、天和四年正月二十二日の幕命を受けて、貞享元年三月晦日に呈上されたものである。これら書状の中には、原本や控えの現存が確認できていないものもある。

四、翻刻および校合

ここでは一～三で考察してきた貞享期の家

史を翻刻紹介する。前章で述べたように、一〇三号の甲本・乙本、同六五号本、譜牒餘録本の四点は内容的にはほぼ大きな差違はない。そこでここでは、幕府呈上本を転写した「譜牒餘録」に最も近い内容を持つと判断される一〇三号甲本を底本に用いて翻刻を行うこととする。翻刻に際しては、闕字、平出、擡頭はそのまま再現し、文の切れ目には適宜読点を付した。

○翻刻

「（御家譜）」

中納言秀康

天正二年甲戌

二月八日生于遠州宇布見、童名義丸ギウ

母永見氏、義丸産生之前後、本多作左衛門毎

事相計之

天正四年丙子

権現様被為 入岡崎之日、以信康王之誘引、

義丸初出于 御前、此時来國光之御脇

指義丸拜領之時三歳

天正十二年甲申

十二月為太閤秀吉之養子、被 遣義丸

若越郷土研究 五十三卷二号

于大坂、号秀康時十一歲

此時石川伯耆守子勝千代、本多作左衛門子仙

千代從之

天正十三年乙酉

秀康元服、被叙從四位下、被任侍從兼

參河守時十二歲

天正十五年丁亥

秀吉征討嶋津義久之時、秀康出陣、到

日向國時十四歲

天正十六年戊子

被任左近衛權少將時十五歲

天正十八年庚寅

小田原陣秀康出陣時十七歲

此年春結城左衛門督晴朝、依無嗣子、

請養子、秀吉遣秀康、繼其家系、從小

田原直到結城

八月晴朝讓家督于秀康、從是稱結城

同年十一月就奧州葛西表一揆騷動、可

出陣于白河之旨、從

權現様、被下 御書于属臣山川讚岐守、同月

秀康出陣于白河表 此前後 御書三通被下于

讚岐守

文祿元年壬辰

朝鮮征伐之時、秀康出陣、赴肥前國名

護屋時十九歲、至文祿三年在陣于名護

屋

文祿四年乙未

三月二十八日御饗應秀吉于聚樂之御

亭、

權現様、台徳院様有御進物于秀吉時、秀康

衣服三十進之

此年一男三河守 忠直生于大坂

慶長二年丁酉

被任參議時二十四歲

此年二男伊豫守 忠昌生于大坂

慶長三年戊戌

女子生于大坂 嫁松平長門守秀就

慶長四年己亥

閏三月七日石田治部少輔退于佐和山之

時、

權現様被 仰付于秀康送之、堀尾帶刀被指

副、秀康送于勢田而歸、相別之時、治

部少輔贈正宗之刀於秀康時二十六歲

同年九月七日

權現様御下向于大坂之時、伏見御城之御留守

被 仰付于秀康、十二箇之御條目被

仰含

同九日伊奈圖書為 御使、秀康者守

御城、諸兵者急可遣于大坂之旨被 仰

遣、秀康加下知

十日未明伏見之諸兵馳參大坂

慶長五年庚子

御征討上杉景勝之時、秀康參于

台徳院様御陣、于時上方凶徒蜂起之注進有

之、就御発向、

權現様被 召秀康、被 仰付景勝抑之總大

將、被下 御具足、年來被為 召、度々

御軍功有之旨、以 上意拜領之、即居

結城、或出于宇都宮、与諸將抑之此時 設關

于宇 都宮、景勝歸伏之後、秀康參于江戸、

雖上方御共願之、猶可守江戸之旨被

仰付、留于江戸、関ヶ原没落之趣、早

速被 仰下、從江戸、參于伏見

同年十一月拜領越前國時二十 七歲

慶長六年辛丑

五月初入領國八月晴朝從 結城來越前

三男出羽守 直政生于江州中河内

同年築北庄城

慶長八年癸卯

將軍 宣下之日、被叙從三位時三十歲、因座

列之儀、即日被 仰出

慶長九年甲辰

七月十七日於伏見、

權現様、台徳院様被為 入秀康宅、奉饗、

及晚景、有相撲

此年四男大和守直基生于越前後使直基與晴明同

居、繼結城家系

同年五男但馬守直良生于越前

慶長十年乙巳

將軍 宣下之日被任權中納言時三十二歲

慶長十一年丙午

就駿府御城御經營、秀康遣家臣本多伊

豆守、從富士、出材木明年伊豆守參上于駿

府、被 召出子 御前、被下左文字之御刀

慶長十二年丁未

閏四月八日卒于越前北庄時三十四歲

初為結城以來之願寺故、葬于孝顯寺

曹洞、後因宗

權現様上意、京都智恩院滿譽上人來于越前、

建立一寺、改為淨土宗号淨光院

秀康卒去之翌日、土屋左馬助、永見右

衛門尉殉死、本多伊豆守者可止殉死之

長野 貞享期における越前松平家の家史編纂

旨、從

台徳院様被下 御内書于伊豆守、猶又一切不

可殉死之旨、從

權現様被下 御内書于家臣等

秀康遺物

權現様 御腰物左文字、古今和歌集、定家卿筆

台徳院様 御腰物貞宗、伊勢物語、後成卿筆

右献上之

已上

伊豫守忠昌

慶長二年丁酉

十二月十四日生于攝州大坂、童名虎松

秀康、母中川氏

慶長六年辛丑

父秀康從大坂入領國越前之時、虎松相

從之時時五歲

慶長十二年丁未

十一月虎松依 召、參上于駿府、

權現様初御目見被 仰付、直參上于江戸、

台徳院様初御目見被 仰付、拜領上總姉崎一

萬石時十一歲

慶長十九年甲寅

冬大坂御陣、虎松從江戸出陣、御旗

本本多佐渡守手組被 仰付時十八歲

元和元年乙卯

正月二十七日虎松元服被 仰付、被叙

從四位下、被任侍從兼伊豫守、被下

御諱之一字、号忠昌時十九歲

同年夏大坂御陣、忠昌出陣、如去冬、

御旗本本多佐渡守手組被 仰付

五月六日忠昌依有先登之志、於平岡、

出于 御前、加于兄忠直先手度之由申

上、暫 御猶豫之後、可任其意之旨本

多佐渡守傳之、忠昌即相加于忠直先

手、此夜与忠直同陣于平野近邊

同七日未明忠昌引具手勢、從平野邊押

出、對于天王寺茶臼山而備忠昌手勢之備、進于忠直先手

五町、城兵者備于茶臼山之前毛利豊前、守先手也

漸及午刻、与城兵相挑、于時風烈起、

乱敵之旌旗、忠昌乘此勢、勵士卒、急

攻戰、城兵敗北、忠昌進于先登、於

黒門通八町之町口、自戰討取敵兵、猶

追討城兵、破天王寺口之柵、直攻入、

立旗于櫻門、忠昌大手口之一番乗也、

若越郷土研究 五十三卷二号

於此所忠昌又討取敵兵、忠昌并手勢討取首、

都合五十七

同年拜領常陸下妻三萬石

元和二年丙辰

拜領信濃松城十二萬石時二十歲

元和四年戊午

拜領越後高田二十五萬石餘
時二十二歲

元和八年壬戌

江戸御城天守御普請手傳被 仰付

寬永元年甲子

拜領越前國時二十八歲

此年七月從越後入領國、改北庄、為福

居

寬永二年乙丑

於上野國之内、被下鷹場

寬永三年丙寅

就 御上洛、忠昌上京

八月十九日被任參議、被叙正四位下時

三十歲

寬永六年己巳

雉橋御門、田安御門御普請手傳被 仰

付

寬永十一年甲戌

就 御上洛、忠昌上京

寬永十二年乙亥

淺草御門御普請手傳被 仰付

同年越前國之内木本領二萬五千石御加

增拜領

寬永十六年己卯

就忠昌所勞、被下 上使中根
大隈守于越前

福居

寬永十九年壬午

就參府之道中忠昌所勞、被下 上使嶋田

庄五 于駿州嶋田

同年九月就英勝院法事、忠昌御暇申

上、從江戸、詣鎌倉英勝寺依有母子之約

也

寬永二十年癸未

就明春

台徳院様御 年忌、為奉會御法事、忠昌願申

上、十二月參府

正保二年乙酉

八月朔日卒于江戸時四十九歲

同月以 上使川勝
丹波守、被下 御香奠于

越前福居

同年十月二十一日

大猷院様 御刀正宗、御脇指青木國次、

御茶入二王

嚴有院様 御脇指貞宗、御掛物茂古林

右為忠昌遺物獻上之

青木國次御脇指、茂古林御掛物者最前

拜領之

已上

越前守光通

寬永十三年丙子

五月七日生于越前福居、童名萬千代忠昌

嫡男、母廣橋儀
同三司藤原兼賢女

寬永十七年庚辰

九月萬千代初參上于江戸時五歲

寬永十八年辛巳

四月五日於 大奥、萬千代初 御目見

被 仰付時六歲

同時弟仙菊 御目見被 仰付、此日萬千代介抱

之女房二人被 召出子 御前、退出之後白銀二

十枚各頂戴之

正保二年乙酉

十月二十一日被 仰付家督于萬千代時

十歳

同年十二月晦日被叙従四位下、被任侍従此時無元服之儀、座列未被 仰出

慶安元年戊子

十二月二十一日萬千代元服被 仰付、

被任左近衛權少将兼越前守、被下 御

諱之一字、号光通、此時左文字之御刀

拜領時十三歳

慶安四年辛卯

日光山

大猷院様御佛殿御普請手傳被 仰付

承應二年癸巳

閏六月初入領國時十八歳

寛文元年辛丑

於上總下總兩國之内、被下鷹場替地

寛文九年己酉

就四月十五日領國福居城火事

同二十二日被下 上使大久保出羽守

延寶元年癸丑

中納言秀康菩提所淨光院住持常紫衣被

仰出

延寶二年甲寅

三月二十四日卒于越前福居時三十歳

長野 貞享期における越前松平家の家史編纂

四月二日以 上使戸田伊賀守、被下 御香

奠 同年六月五日

嚴有院様 御刀江義弘、御掛物琦楚石、

御茶壺初春

高嚴院様 御軸物行尹筆、御香爐青瓷

右為光通遺物献上之

已上

貞享元年甲子

三月十六日 松平越前守

○校合

四本の校合の結果、正字と俗字、異体字など用字の差異はそれぞれに多く見られた。また、闕字、平出、擡頭の有無や改行の仕方についても相違点は見られる。ここでは、これら以外の差異および特徴についてだけ簡単に記しておく。

「一〇三号甲本」秀康天正二年「童名義丸」の「義」に「ギイ」のルビを付すが、他の

三本にはルビなし。秀康慶長十二年「結城以来之願寺故」と記すのは、甲本と譜符餘録本のみで、乙本・六五号本は「結城以来之歸・依・故」(傍点筆者、以下同)とする。忠昌元和元年「風烈起」とするが、他の三本では「風烈吹起」とあり、甲本のみ「吹」を欠く。忠昌元和八年「江戸御城・天守」とするが、他の三本では「江戸御城・御・天守」とし、甲本のみ「御」を欠く。

「一〇三号乙本」忠昌寛永十二年「越前國之内」を六五号本とともに「越前國之中」とする。忠昌正保二年および光通延寶二年「御掛物」を「御・挂物」とする。光通寛永十八年「萬千代介抱之女房」の上の「此日」を六五号本とともに欠く。

「六五号本」秀康慶長五年「御征討」を「御征伐」とする。同年「上方御共」ではなく「上方御供」とする。同年「留于江戸」ではなく「留守江戸」とする。

「譜牒餘録本」四か所の「遣」を「遣」と誤記する。秀康天正十八年「被下于讚岐守」の「于」を欠く。秀康末尾「献上之」の「之」を欠く。忠昌元和元年「忠昌即相加」の「相」

を欠く。同年「城兵者備于茶白山之前」の「于」を欠く。同年「于時」の「于」を「尔」とする。忠昌寛永十二年「木本領」を「木之本領」とする。忠昌寛永十九年「就参府之道中忠昌所勞」を「就忠昌参府之道中所勞」とする。光通慶安元年「御刀拝領」の下に「之」の記載あり（他の三本になし）。光通末尾「献上之」の「上」を欠き「献之」。全体末尾の日付「貞享元年三月十六日」の日付「十六」を欠く。

以上の校合結果のうち、「御」や「之」「于」の字の有無は、写本の系統を判断する上で決定的な手がかりとはならない。しかし、慶長十二年に秀康が死去した際、最初に秀康を曹洞宗の孝顯寺に葬った理由として、二様の記載がある点は注目されてよいだろう。甲本と譜牒餘録本とが「為結城以来之願寺故」とし、乙本と六五号本とが「為結城以来之歸依故」としているのである。これにより明らかに両者が別々の写本の系統に属すると判断できる。すなわち幕府呈上本の藩側の控えの可能性が最も高いものは一〇三号甲本（系）であ

り、これとは別に六五号本と一〇三号乙本とが同系統の写本と判断できるのである。

おわりに

越前松平家には、享保三年成立の「越前世譜」に始まり、明治期以降も改訂・編纂が続けられてきた公的な家史編纂の歴史がある。本稿では、その前史として位置づけられる綱昌代の家史編纂について考察を加えてきた。

まず、綱昌の代に編纂された家史とは、天和三年（一六八三）十一月二十五日¹²の幕命を受けて、翌貞享元年（一六八四）三月十六日に幕府に献上されたものであった。この幕命は、老中阿部正武から、藩の留守居役に下されたもので、完成した家史は家老本多道重から、阿部のもとに提出された。幕命の目的は、徳川家の創業史「三河記」の校訂にあったため、趣旨に合致した家史が各藩から提出され、それらは「貞享書上」等の名で総称されたが、現在では「譜牒餘録」の形で写本が内閣文庫に現存している。

次に、この時の家史を編纂した野治汝謙についてだが、福井藩の儒官・伊藤坦庵の弟子

で、京学系朱子学の門流に連なる人物であった。汝謙によって編纂された家史は、全文が漢文体で書かれており、おそらくは卷子本の形状で幕府に献上された。藩側の控えとしては、一〇三号「御家譜」の二本、六五号「越前家々系綴 一」合綴の「御家系」が該当し、中でも本稿で翻刻を掲載した一〇三号甲本が幕府呈上本に最も近い内容を持っている。また、貞享期の家史に続く享保期、寛延期の家史（一冊本「越前世譜」、六冊本「越前世譜」）も、汝謙と同じく、伊藤坦庵の門流によるものである点も確認した。

そしてこの貞享期の家史は、秀康・忠昌・光通の三代の事蹟を扱ったものであり、内容は主に徳川將軍家と松平家当主との交渉が中心となっている。この点、後世の「家譜」「世譜」のように、藩政全般を記述の対象としたものではなかった点に特色を見出すことができる。

名称については、おそらく正式に付与されたものはなかったと考えてよさそうだが、享保期には「御家録」の名で呼ばれていたことが確認できる¹³。一方、後の時代の写本と見ら

れる六五号本では「御家系」の名称が付され、幕府献上本は「貞享書上」と呼ばれていた。¹⁴⁾ これらのことから、貞享期段階では、公的な家史に「世譜」「家譜」の名称はまだ採りいれられていなかったと考えられ、仮称するにせよ「御家録」とする方が適当と考ええる。

以上が、本稿で明らかにしえた点である。最後に、貞享期の「御家録」が記載対象とした松平家三代が、秀康・忠昌・光通の三代であり、一般的に第二代越前松平家当主（福井藩主）に位置づけられる忠直の記載を欠く点についても考察しておきたい。

一見すると、元和九年（一六二三）二月の隠居・豊後配流という藩史上の不名誉ゆえ、忠直の記載のみを意図的に削除したかにも思える。しかし、そもそも貞享期に忠直は越前松平家の二代当主として認識されていたのであるうか。換言するならば「秀康―忠直―光長」家系と「忠昌―光通―昌親―綱昌」家系とが、貞享期には継続するものとして認識されていたのであろうか。

現在、越前松平家当主または福井藩主の代数の数え方で最も浸透しているものは、秀康

長野 貞享期における越前松平家の家史編纂

を初代とし、二代忠直、三代忠昌、四代光通と数え、幕末の慶永を十六代、茂昭を十七代とするものであろう。越前松平家・有限会社松平管理が刊行したりフレッツ『越前松平家』（平成十二年版）でも、十七代を茂昭、十八代康荘、十九代康昌と数え、現当主の宗紀氏を第二十代に位置づけている。また近年の『福井市史 通史編二』では、二代忠直の子仙千代（後の光長）が明らかに父の跡を継いでいることを重視し、これを三代藩主として数えるため、忠昌が四代、光通は五代となり、通例より一代ずつずらした数え方を採用しているが、秀康を初代、忠直を二代藩主として捉える見方に変わりはない。¹⁵⁾

これに対し、これまでの研究でも、秀康の長男忠直の豊後配流あるいは仙千代（光長）の高田への減転封を一つの区切りとみなし、秀康から忠直あるいは光長までを北庄藩とし、秀康の二男忠昌の越前入部を以て新生福井藩（福居藩）の誕生とする捉え方もある。『三百藩藩主人名事典 三』（新人物往来社、一九八七年）もその一つで、「北庄藩」と「福井藩（福居藩）」とを別々に立項し、忠昌を「越

前福居藩五十二万石松平（越前）家初代当主」とし、慶永を十四代、茂昭を十五代当主と数えている。¹⁶⁾

実は貞享期の松平家でも、この後者のような認識に立っていたと見ることもできるのではないか。つまり「御家録」が、本来は藩祖忠昌から始まる歴史を述べるにあたり、あくまでその父として秀康の事蹟を取り上げたと考えられるのである。「御家録」編纂の目的は、先にも述べたように、徳川將軍家と松平家との関わりの歴史を叙述することにあつた。そのため家康の二男である秀康の記述は、忠昌から始まる越前松平家の家史にとっても不可欠なものであつた。

このことは、越前家の一つで、結城家系を継いだ大和守家が、同じ「貞享書上」冒頭に秀康の記載を置いている点からも傍証される。貞享元年三月、松平直矩が提出した書上は、結城秀康・松平直基・結城晴朝の順に三代を記述したものである。大和守家にとって藩祖は秀康の五男・直基のはずだが、直基の実父秀康と、秀康の養父晴朝の事蹟を徳川氏との関わりの中で叙述しているのである。

忠直―光長と続く家系が健在であれば、「貞享書上」において、この家でも間違いなく秀康の事蹟を詳しく記していたはずだが、すでに延宝九年（一六八一）光長は越後騒動により改易となっていた。そのため「貞享書上」では綱昌提出の家史に、最も詳細な秀康の事蹟が載せられた形になったのである。現代的な歴史認識からすれば「①秀康―②忠直―③忠昌―④光通」と続くべき福井藩史から、②忠直のみが脱落しているように感じられるのだが、実は貞享の段階では「①忠昌―②光通」家系の祖として秀康の事蹟が記載されたに過ぎなかったのではないだろうか。

ところで、忠直系（越後松平家、後の津山松平家）と忠昌系（越前松平家）のどちらを、秀康以来の家督を相続した家とするか、いわゆる越前家の宗家問題については、近世においても決して容易に決着の着く問題ではなかった。福井藩士・大道寺友山が「越叟夜話」（享保元年八月成立）の末尾において、「本家」と「嫡家」の語を用いて力説したことは、裏を返せば近世のある段階までは、忠昌家系は忠直を連続する家系と捉えていなかったこ

とを示すものとも言える。

では、いつから忠直を、秀康と忠昌とをつなぐ当主として捉えるようになったのか。つまり、「忠昌―光通―昌親―綱昌：」の家系に「秀康―忠直」を接ぎ木する認識が生まれたのはいつ頃のことだったのだろうか。

先の享保元年成立「越叟夜話」は、越前家の初期三代を秀康・忠直・忠昌と捉えており、同じく享保元年成立「御家譜御下書之草案」も、忠直の記事を秀康と忠昌の間に配置している。つまり、享保期（一七一六―一七三六）には現在につながる代数の数え方をしているのだが、これがいつまで遡れるかは今のところ定かではない。

「御家録」成立二年後の貞享三年閏三月六日、綱昌は所領四七万五千石を没収され、養父昌親（後に吉品）に二五万石が与えられるという事件、「貞享の半知（大法）」が起きた。越前松平家は、これにより著しく家格を低下させることになったが、あるいはこのことも、越前松平家が將軍家の兄秀康系の宗家であることを主張する動きにつながったのかもしれない。この意味においても、本稿で取り

上げた「御家録」は興味深い。

次の段階としては貞享期「御家録」と享保期「越前世譜」との内容比較、つまり公的な家史編纂に見られる「家」認識の変遷を検討することが必要と考える。また、貞享期と享保期の間にも幕府の求めに応じて、家史を編纂、献上した形跡¹⁸⁾があり、これらを含めた考察も必要となってくる。家史編纂の目的と「家格」「系譜」認識との関連性が見えてくるかもしれない。今後の課題である。

〔注記〕

- (1) 翻刻刊本として『片聳記・続片聳記(上)』『続片聳記(中)』『同(下)』(福井県立図書館、一九五五―五七年)、『越藩史略(一)(二)』(中村興文堂・品川書店、一九〇一年)、『越藩史略』(歴史図書社、一九七五年)、『国事叢記(上)(下)』(福井県郷土誌懇談会、一九六一―六二年)。また、翻刻刊本の解題や『福井県史 通史編三』(一九九四年)七二七―七二八頁『片聳記』と『越藩史略』などが各書の成立事情を考察している。

- (2) 一九八六年。一三八―一四一頁「松平家御家

譜。

- (3) 七二五～七二七頁「福井藩の史書編纂」。
 (4) 二〇〇八年。四二四～四二六頁「史書と地誌の編纂」。

- (5) 福井藩主(越前松平家当主)の代数の数え方については、本文「おわりに」でも言及しているが、本稿では現時点で最も浸透している数え方によっている。すなわち、①秀康、②忠直、③忠昌、④光通、⑤昌親、⑥綱昌、⑦吉品、⑧吉邦、⑨宗昌、⑩宗矩、⑪重昌、⑫重富、⑬治好、⑭斉承、⑮斉善、⑯慶永、⑰茂昭の順。

- (6) 『松平文庫福井藩史料目録』(福井県立図書館、一九八九年)の史料番号。

- (7) 汝謙は「白山紀行」の著者としても注目されている。「白山紀行」は「越前国名蹟考」の中に、逸文としてしか確認できないが、白山紀行文としては最初期のものに位置づけられ、後の紀行文にも影響を与えている(『白山紀行』ふくいからの参詣記録「福井県文書館、二〇〇六年」)。また「福井には野路汝謙という開かれた精神をもつ登山者があられ、世界でも「たぶん」最初の登山記をのこした」ということは、声を大きくして伝えたい」として高く評価する向きもある(増永迪男「野路

長野 貞享期における越前松平家の家史編纂

汝謙の『白山紀行』(『夜明けの霧の山』福井新聞社、二〇〇七年に所収)。

なお、越前国内の古城跡を書き上げた「城跡考」も汝謙の編纂とする説があるが(『福井市史 通史編三』の五一五頁に紹介)、『越前若狭地誌叢書上』(松見文庫、一九七一年)の解題にもあるとおり、本書の成立年・享保五年(一七二〇)には、すでに汝謙は死去している可能性が高く(汝謙の子親明が家督を継いだのは元禄十五年(一七〇三)、誤りと考えてよいだろう)。

- (8) 七〇八～七〇九頁「福井藩の儒学」。

- (9) 四二〇～四二二頁「教学の振興と儒学」。

(10) 「諸士先祖之記」巻之四では、伊藤宜齋について「實父ハ本多中書殿内山崎與左衛門」とするが、『越前人物志』「伊藤宜齋」の項では、本姓は清田氏とある(六〇一頁)。宜齋の三子の一人・僭庵は、父の命で清田に復姓し、清田家は幕末まで福井藩士の家として存続している。なお『越前人物志』では、宜齋の養父平庵も「伊藤龍洲」の名で立項されていて混同しやすいが(五九四～五九五頁)、「貞享三年御新規以來惣侍中拝知并御擬作被下帳」では「伊藤平菴元恭」とあり、龍洲を名乗った形跡は見られない。

(11) 宛所の内訳は「越前年寄中」一通、「本多伊豆守」八通、「松平新六郎(右衛門太夫)」六通、「牧野源助(介)」二通、「山川讚岐」一通、「依田右衛門佐」二通、「松平修理太夫」一通、「太田三樂」一通、「梶原源太」二通、「山川讚岐」三通、「築田弥二郎」一通、「毛受忠左衛門(永見志摩)」一通。

(12) 「御家譜御下書之草案」では同年「十二月五日」とある。

(13) 享保元年成立で、その後追記された「御家譜御下書之草案」では、伝来していた各種史書との校合結果を朱書頭注しているが、「天正十三年少将御任官ノ事、綱昌様御代公儀へ被差出御家録ニハ、天正十三年被任侍従、同十六年被任少将ト有之候へ共」との記載が見られる。また、本史料の表紙見返し紙にも「御三代秀康公、忠昌公・御家録」とある。

(14) 六五号本は、表紙の記載より、その原本が御腰物方で保管されていたことが明らかである。書写奥書がないため、いつ、誰の手による写本かは不明であるが、世譜方で数多くの史書筆写を手がけた井上翼章の手によるもののように見える。もし井上による写本であるならば、寛政期〜文化

若越郷土研究 五十三卷一号

期のものということになる〔剥札〕の「井上織之丞」の履歴より。

(15) 福井藩側でも文化三年成立「越系餘筆」(一四七号、井上翼章)に「貞享年中之書上二八…」との記載が見られる。

(16) 五一―五四頁「三代藩主光長」。

(17) ただしこの事典は、忠直までを「越前北庄藩六十八万石松平(越前)家第二代当主」と数えるが、光長を北庄藩の当主とは数えていない。

(18) 本文で取り上げた六五号「御家系」を合綴する「越前家々系綴 一」(六五号)には、「秀康様御代／御留書之寫」と題した系譜史料も合綴している。本史料は表紙に「昇安院様御代 正徳年中

／井伊掃部頭殿へ御書上之留也／但享保元年御書上之以前之事也」と記載された貼紙があり、昇安院吉邦の代、正徳年中(一七一―一七一六)

にも、大老井伊直該(直興)に系譜を提出していたことがわかる。内容は、必ずしも秀康・忠昌の二代のみを扱ったものではなく、忠直、光長、直政(出雲松平)、直基(白河松平、後の前橋松平)、直良(明石松平)の事蹟も簡易に叙述している。

ただし、それぞれの分量にはかなりの格差があり、秀康―九〇行、忠直―二〇行、光長―七行、

忠昌―九〇行、直政―六行、直基―六行、直良―一三行となっている。また、秀康・忠直・忠昌に ついてのみ、当該人物がその年に「〇〇歳」との記載が見られる。

〔謝辞〕

本稿をなすにあたり、松平文庫所蔵者である越前松平家および同文庫を管理する福井県立図書館には、格別のご配慮とご協力をいただきました。末筆ながら深く感謝いたします。